

# 行方市立玉造中学校いじめ防止基本方針（令和8年度）

はじめに

本校では、いじめ問題の克服に向けて、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、また、「いじめの防止等のための基本的な方針」と「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等をするため、「行方市立玉造中学校いじめ防止基本方針」（以下「玉造中学校の基本方針」という。）を策定いたしました。

さらに、平成31年1月に茨城県教育委員会より出された「いじめの重大事態対応マニュアル」にある「重大事態」への対応を職員間で周知徹底するとともに、「重大事態」と定義される事案を未然防止するための対応、生徒一人一人の気持ちに寄り添った対応を目指して、日々の実践に取り組んでまいります。

教育の目的は、生徒一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともに、その可能性を開花させることです。特に、中学校教育では、生徒が将来に夢をもち、たくましく社会を生き抜く力を身に付けさせることが責務となります。そのため、学校は、いじめの防止等に全力で取り組み、生徒が将来への夢と希望にあふれ、一人一人が輝く活力ある学校づくりに取り組むことがとても重要になります。

今後も、この「玉造中学校の基本方針」に基づき、学校や家庭、地域住民、その他関係者の皆様と協力して、いじめの防止等に向けて取り組んでまいります。

令和8年4月

行方市立玉造中学校長 小沼 千秋

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

### (1) いじめの定義(法第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするためいじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

### (3) いじめの禁止

「いじめを行ってはならない。」（法第4条）の遵守の徹底を図る。

### (4) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の3点を全職員が認識して取り組む。

ア いじめは、生徒にも起こりうる。また、いじめはどの生徒も被害者にも加害者にもなりうるため、日常的に生徒の行動を把握し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。

イ いじめの未然防止のために、生徒が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。

ウ いじめの報告を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、組織的に被害生徒を守り、加害生徒に毅然とした態度で指導をする。

## (5) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実

## 2 「玉造中学校いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

### (1) 委員会は、次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他校長が必要と認める者

### (2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

### (3) 校長は、委員会を総理し、会議を代表する。

### (4) 委員会は、次に上げる事務を所掌する。

- ア 「玉造中学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの未然防止や早期発見に関すること。
- ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること。
- エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること。
- オ いじめの相談窓口として相談を受けること。
- カ 教職員研修の企画、立案に関すること。
- キ 生徒向けの研修や情報モラル教育に関すること。

### (5) 委員会は、校長が招集する。

### (6) 委員会は、次の区分で招集する。

月1回を定例会とし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度臨時会とし招集する。また、週1回の学年連絡会でいじめに関する情報交換を行う。

### (7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

## 3 いじめの防止等に関する措置

### (1) 未然防止

生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等をはじめとして、以下のような全ての教育活動を通して社会性を育む。

#### ア 授業や学級活動

授業や学級活動においては、生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（そのとき、その場で、どのような行動が適切か、自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。

また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(ア) 授業においては、言語活動を定期的に、かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、生徒の自己有用感（他者との関係の中で、「自分は役に立っている」など、自分の存在を価値あるものと受け止められる感覚）や共感的理解（その人そのものを理解すること）の能力を培い、自己指導能力を高める。

(イ) 学級での話し合い活動や体験活動等を生徒が主体的に取り組めるように工夫することによって、生徒同士の絆を深め、かつ社会性を育む。

また、生徒が協力して行う活動を工夫することによって、いじめの起こりにくい学級の環境をつくりだす。

(ウ) 障がいや性的指向及び性自認（性同一性）への理解を深めるための指導や相互に互いの違いを認め合うことができる学級経営を行うことによって、学級を生徒が安心して何でも話し合える居場所にする。

#### イ 生徒会活動、学校行事、部活動

いじめに向かわない生徒を育成するため、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、全ての生徒が主体的に活躍できる場面や役割を設定し、生徒が他の生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる態度を養う。

(ア) 体験活動を伴う行事を年間計画に位置付け、その中で生徒が他者のための奉仕活動等や、異年齢の児童や生徒と関わる経験を積むことにより、自己有用感を高める。

(イ) 学校行事等を生徒が自ら考え、取り組めるように工夫し、生徒会活動や委員会活動を活性化し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にすることなどを通して、いじめに向かわない人格づくりをする。

(ウ) 部活動において、目標に向け努力を継続することや仲間と協力することの大切さを経験することなどを通して、忍耐力を養い、また、成就感や達成感を味わうなどいじめに向かわない人格づくりをする。

#### ウ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から生徒と接する機会を多くもち、生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。

また、定期的に行う生徒との個別面談のときにも、自分自身だけでなく、他の生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用し、教育相談体制を整える。

(ア) 日頃から担任や授業担当者が、生徒と気軽に話せる関係を構築する。

(イ) 個別面談を行う際に、いじめの被害を受けていないかどうか確認する。

(ウ) いじめと断定できない場合でも、気がかりなことがあれば生徒の訴えを傾聴する。

(エ) 教職員間で情報を共有し、複数の教職員で観察・支援等を行う。

(オ) 必要に応じて、個別に話を聞く時間を設ける。

### (2) 早期発見

教職員は、いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて、生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から生徒へ個別に声かけや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

#### ア アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめもアンケートに記入させる。また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入させる。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況のものがあれば記入するよう指導する。

#### イ 保護者との連携

学校での生徒の様子や学校の取組を必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも生徒の変化に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえ関係づくりに努める。

#### ウ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用とともに、ホームページによる相談窓口を生徒や保護者へ周知する。

#### エ 教育活動全体を通して

いじめは、どの生徒にも起こりうるという視点で、全ての教育活動を通して、生徒の観察等を行うことで、生徒の変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候（例として、以下の（ア）～（カ）等）を見逃さないよう努める。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、当該生徒へ個別に声かけや相談等早い段階から関わりをもち、的確に状況の把握をする。また、学期ごとに教育相談の機会を設け、生徒に寄り添った指導を継続していく。

（ア）遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

（イ）心の空模様で、悲しい表情を示している。

（ウ）授業中の話合い活動等で、他の生徒と関わろうとしない。

（エ）休み時間に教室にいられない。また、職員室や保健室に行く回数が多い。

（オ）親しかった友達との付き合いがなくなる。

（カ）わざと明るく振る舞っている。（躁的防衛が見られる。）

#### オ インターネットを通じて行われるいじめ

インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。

### （3）早期対応

いじめの連絡や相談を受けた場合、速やかに被害生徒の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策委員会」の「臨時会」を開き、当該いじめに対して組織的に対応する。

#### ア 被害生徒の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害生徒の心のケアに努める。

また、被害生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### イ 実態の把握

被害生徒、加害生徒及び周辺の生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を市教育委員会に報告する。

#### ウ 加害生徒への対応

加害生徒に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行い、いじめを繰り返さないよう支援する。

また、加害生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害生徒やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

#### エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、必要に応じて警察、法務局等へ相談し適切な対応をする。

#### (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

##### イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

#### 4 関係機関等との連携

いじめの問題への対応については、学校や市教育委員会において加害生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合、必要に応じて関係機関との適切な連携を図る。そのため、平素から警察署等の関係機関の担当者との情報交換等を通して、情報共有体制を構築する。

##### (1) 地域

校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

##### (2) 関係機関

学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。

なお、いじめられている生徒の生命、または身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

##### (3) 学校以外の団体等

学校以外場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者や、生徒が在籍する学校と連携して対応する。

##### (4) その他

いじめに関係する生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校と連携していじめの問題に対応する。

## 5 教職員研修の充実

いじめの問題についての教職員の共通理解と指導力の向上を図るために、全教職員の参加による校内研修の充実を図る。

### (1) 実践的研修

カウンセリング演習等の実践的な内容をもった校内研修を意図的・計画的に実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

### (2) 事例研究

事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

## 6 重大事態への対処

重大事態とは(法第28条第1項)「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### (1) 発生報告

重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。

### (2) 実態把握

当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。

### (3) 被害生徒保護

いじめの被害を受けた生徒の生命、または身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。

### (4) 加害生徒対応

いじめの加害生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導する。

### (5) 調査結果報告

調査結果については、市教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた生徒と保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。

### (6) 市教育委員会への報告

上記調査結果については、市教育委員会に報告する。

### (7) 解消と再発防止

いじめの被害を受けた生徒に対しては、継続的な心のケア等、落ち着いて学校生活をおくることができるための支援や、適切な学習に関しての支援等を行う。

加害生徒に対しては、適切な指導を行うとともに継続的に見守り、再発の防止に努める。

### (8) 同種事態の発生防止

当該事態の事実と真摯に向き合い、対応することによって、同種事態の発生を防止する。